

期日指定定期預金

1. 商品名	期日指定定期預金												
2. 預入対象	個人												
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長 3 年 ・ 満期日は、この預金の全部または一部（1 万円以上 1 万円単位）について預入日の 1 年経過後から 3 年までの間の任意の日を指定できます（ただし、満期日の指定をするときはその 1 か月前までに通知する必要があります）。 ・ 通帳式の場合は、預入時の申出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。 												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>一括でのお預入れ</p> <p>1 千円以上、3 0 0 万円未満</p> <p>1 円単位</p>												
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</p> <p>満期日以後に一括して支払います。</p> <p>付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算。</p>												
7. 税金	<p>源泉分離課税 20%（国税 15%・地方税 5%）</p> <p>※マル優を利用の場合は除きます。</p> <p>※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</p>												
8. 手数料	不要												
9. 付加特約等	<p>①総合口座の担保対象（貸越利率は担保定期預金の 2 年以上利率に 0.5% を上乗せ）</p> <p>②マル優の適用対象</p>												
10. 預金保険について	適用対象（1 人当たり他の適用預金と合算して元本 1,000 万円までとその利息等が保護対象）												
11. 中途解約利率	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下は切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6 か月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6 か月以上 1 年未満</td> <td>2 年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>2 年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>2 年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満</td> <td>2 年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>2 年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、②～⑥の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。</p>	① 6 か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6 か月以上 1 年未満	2 年以上利率×40%	③ 1 年以上 1 年 6 か月未満	2 年以上利率×50%	④ 1 年 6 か月以上 2 年未満	2 年以上利率×60%	⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満	2 年以上利率×70%	⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満	2 年以上利率×90%
① 6 か月未満	解約日における普通預金の利率												
② 6 か月以上 1 年未満	2 年以上利率×40%												
③ 1 年以上 1 年 6 か月未満	2 年以上利率×50%												
④ 1 年 6 か月以上 2 年未満	2 年以上利率×60%												
⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満	2 年以上利率×70%												
⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満	2 年以上利率×90%												
12. 金利情報	ホームページにてご確認ください、窓口にお問い合わせください。												

13. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p>【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時30分</p> <p>・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください。</p>
14. その他参考となる事項	<p>・ 満期日（自動継続する場合を除きます）を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。</p> <p>・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</p>